ナ　その他　仮職業訓練棟模様替（模様替面積約1,924㎡）、仮食堂移設模様替（移設模様替面積約148㎡）、渡り廊下接続部模様替、外塀（長さ約394m、高さ約4.5m）、工作物（電気設備基礎、シャワー設備等）、外構、取壊し、仮塀、仮設（仮設職員食堂、職員食堂模様替、仮設自転車置場、仮設中門、仮設渡り廊下、倉庫移設模様替、仮設塀等）

ニ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成28年３月18日まで（指定部分１（仮図書・計算工場、仮第３工場、仮営繕工場、仮渡り廊下⑰～⑳、仮食堂移設模様替、外構の一部、仮塀の一部、仮設（仮設職員食堂、職員食堂模様替、仮設自転車置場、仮設中門、仮設渡り廊下、倉庫移設模様替）については、同26年１月10日まで、指定部分２（庁舎（キャノピーを除く）、職業訓練棟Ｂ、渡り廊下⑦、渡り廊下⑪、渡り廊下⑰～㉑、渡り廊下接続部模様替、外塀の一部、工作物（電気設備基礎）、取壊しの一部）については、同27年２月27日まで）

⑺　使用する主要な資機材

鉄筋約830ｔ、コンクリート約7,200㎥、鉄骨約700ｔ、ガラス約1,500㎡

⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成25・26年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成25・26年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所、庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と６か月以上の雇用関係にあること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）でないこと又は当該受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「本工事における「取壊し工事における振動・騒音・粉塵対策」及び「当該工事現場周辺道路における工事関係車両の安全対策」に関する施工計画」並びに「施工体制」をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ